

トピックス

災害対策基本法に基づく車両移動訓練を実施！ ～本格的な降雪シーズンの到来に備えて～

近年、大雪などにより冬装備がなされていない車両が道路上で立ち往生するなどの交通障害が発生しております。

平成26年11月に災害対策基本法が改正され、大規模地震発生時や大雪時に、緊急通行車両等の通行確保を図るため、道路管理者自らが放置車両等を移動できるようになりました。

これらの対応を円滑に行うためには、各関係機関が緊密に連携し、適切に実行できる体制が必要です。

静岡国道事務所では、大雪時における交通障害の発生に対し、迅速な対策ができるよう、本格的な降雪シーズンの到来に前に、災害対策基本法に基づく車両移動訓練を実施しました。

- ◇ 実施日時 平成27年11月27日(金)11:00～15:00
- ◇ 訓練参加 74名((一社)富士建設業協会、(一社)清水建設業協会、(一社)静岡建設業協会、(一社)島田建設業協会、静岡県レッカー事業協同組合、静岡県警察富士宮警察署、富士コミュニティエフエム放送(株) 静岡県、富士宮市、静岡市、静岡国道事務所)
- ◇ 実施場所 (座学)富士教育訓練センター (富士宮市根原492-8)
(訓練)道の駅 朝霧高原 臨時駐車場内(富士宮市根原字宝山492-14)
- ◇ 訓練内容 (座学)災害対策基本法について
(訓練)図上訓練、車両移動訓練



座学状況



図上訓練状況



移動拒否者への対応



ツメ付きホイールローダーによる車両移動



レッカー車による車両移動



ホイールローダーによる牽引